

# 第 494 回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和 3 年 8 月 5 日（木） 午後 2 時 55 分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町 163 愛正寺ビル 2F

## 1. 出席者

公益代表委員	伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、深水麻里、山口宣恭
労働者代表委員	北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山本 勝、渡邊 茂
使用者代表委員	上村賢司、小西克美、柴田健司、当麻和重、西田雅彦
事務局	鈴木労働局長、恒吉労働基準部長、藤本賃金室長、上林室長補佐

## 2. 審議事項

- (1) 奈良県最低賃金専門部会の審議結果について
- (2) 奈良県最低賃金の改正決定について（答申）
- (3) 運営小委員会の審議結果について
- (4) 奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (5) 奈良県特定最低賃金の改正決定について（諮問）
- (6) その他

## 3. 主要経過・審議結果

### 【上林賃金室長補佐】

定刻よりも少し早いですが、皆さま揃われておりますので、「令和 3 年度第 3 回奈良地方最低賃金審議会」を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は委員全員がご出席されており、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立してい

ることをご報告申し上げます。

それでは、伊東会長、議事の進行をよろしく申し上げます。

### 【伊東会長】

本日は猛暑の中、またご多忙中のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、「第 494 回奈良地方最低賃金審議会」を開催いたします。

まず、本日の議事録の署名人を指名いたします。

私のほかに、労働者側は水谷委員、よろしく申し上げます。

使用者側は小西委員、よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。

まず、議題(1)の「奈良県最低賃金専門部会の審議結果について」の審議に入ります。

奈良県最低賃金専門部会での審議結果について、部会長である、私からご報告を申し上げます。

では、事務局から「報告文」を全員に配布してください。

奈良県最低賃金の改正につきまして、奈良県最低賃金専門部会において審議をいたしました結果、お手元にある報告文記載のとおり結論となりますので、ご報告を申し上げます。

なお、報告文の内容を確認したいと思いますので、事務局から報告文の読み上げをお願いいたします。

### 【藤本賃金室長】

はい。座ったままで失礼いたします。

ただ今、お配りしました「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げます。

令和 3 年 8 月 5 日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県最低賃金専門部会

部会長 伊東 眞一

### 奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 3 年 6 月 24 日、奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年 10 月 5 日発効の奈良県最低賃金(時間額 837 円)は、令和元年度の奈良県の生活保護水

準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 朗	山口 宣恭
労働者代表委員	北尾 亮	松田 拓実	山本 勝
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

敬称略で失礼いたします。

めくっていただきまして別紙1でございます。

別紙1

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域  
奈良県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 866円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

めくっていただきまして別紙2でございます。

## 奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

## 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 奈良県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 837 円
- (3) 発 効 日 令和元年 10 月 5 日

## 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和元年
- (3) 生活保護水準（令和元年）  
生活扶助規準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の奈良県内の人口加重平均に住  
宅扶助の実績値を加えた金額 97,038 円。

## 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 か月換算額(註)と上記 2 の(3)に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

(註)奈良県最低賃金の 1 か月換算額

$$837 \text{ 円 (奈良県最低金額)} \times 173.8 \text{ (1 か月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} \div \underline{118,849 \text{ 円}}$$

※ 時間額 790 円(令和元年度地域別最低賃金額の最低額)で、月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

以上でございます。

**【伊東会長】**

ありがとうございました。

ただ今、事務局から「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げていただきました。これをもちまして、奈良県最低賃金専門部会の審議結果の報告とさせていただきます。

次に、審議経過について、事務局から簡潔に説明してください。

**【藤本賃金室長】**

それでは、奈良県最低賃金専門部会における審議経過につきまして、簡潔にご説明をさせていただきます。

専門部会は、計 4 回開催いたしました。

7月19日に第1回目を開催し、部会長等の選出、運営規程の見直し、関係資料等の審議を行い、公益委員が労使双方の委員から、個別に、本年度の金額審議に関する考え方等を聴き取りました。

7月21日に第2回目を開催し、関係資料の追加審議を行った後、公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員との間で、金額の個別審議を行いました。

7月26日に第3回目を開催し、前回に引き続き、金額の個別審議を行いました。しかしながら、労使双方が主張する金額には隔たりがあり、結論には至りませんでした。

7月29日に第4回目を開催し、前回に引き続き、金額の個別審議を行いました。残念ながら労使の意見の一致を見るには至りませんでした。さらに審議を続けたとしても、労使双方が折り合うことは困難と判断し、公益委員から公益委員案を示すことになりました。

そして、採決を行った結果、使用者側委員は「全員反対」、公益委員と労働者側委員は「全員賛成」となり、賛成が過半数を上回り、公益委員案のとおり金額改正することに決定いたしました。

その結果、奈良県最低賃金の改正額は、報告書にもございますように、現行の838円に28円上乗せした時間額866円になりました。

なお、28円は中央最低賃金審議会が示した「目安」どおりでございます。

奈良県最低賃金専門部会の審議結果及び審議経過は以上でございます。

### 【伊東会長】

ただ今の奈良県最低賃金専門部会からの報告に関し、何かご意見、ご質問はございますか。労働者側のほうから、何かご意見等ありませんでしょうか。

### 【松田委員】

すみません、労働者側の松田です。

経過の部分を含めまして、1点だけ少し述べさせてもらいたいと思っております。

連合は「誰でも時給1000円」の実現を目指しておりまして、奈良県につきましては連合が定める生活費の最低水準を試算した「連合リビングウェイジ」というものがあるのですが、そこでも940円という金額を示しておりまして、また、奈良県のパート・アルバイトの最低賃金額というものが、912円といったそれぞれの水準がある中で、奈良県の最低賃金は838円と。今回、「目安」が示されたことによって、「プラス28円」というものがあり、審議を重ねた結果、28円の引き上げとなったことに対しては一定の評価を示すものの、やはり奈良県の抱える地域間格差という課題につきましては一歩前進することができない結果となったことにつきましては少し残念と感じております。

しかし、次年度につながる議論を今回はさせていただけたのかなと感じる部分もありますので、また、次年度につきましても、こういった地域間格差の是正であったり、「誰もが時給1000円」という水準であったり、奈良県に定める「連合リビングウェイジ」の940円という水準であったりというところを意識しながら議論を進めさせていただければと思っております。労使の隔たりがある中で最後までご尽力をいただきまして、議論をまとめていただきました公益委員の先生には深く感謝を申し上げます。以上です。

### 【伊東会長】

ありがとうございました。

使用者側のほうから、何かご意見ございませんでしょうか。

### 【上村委員】

すみません、失礼いたします。

使用者側を代表いたしまして、上村のほうから一言述べさせていただきたいと思います。

中央から示された「目安」を中心に議論をしてきたわけですけれども、「目安」自体に根拠なく示された中で、専門部会の審議においてもしっかりとした審議が進まなかったのではないかと考えております。

やはり「法の原則」または「三要素」に基づいて根拠があるものをしっかりと示していただく中で、地域の実態にあった慎重審議ができるように、また、エビデンスに沿った審議ができるように、中央でしっかりとした根拠のある「目安」を示していただかないと、今後、各地での審議において重大な影響を及ぼすのではないかなと考えているところでございます。

その中で私どもが主張をしましたところにおいては、コロナ禍における大変厳しい企業の実態を申し上げさせていただきました。

一部ということではなくて幅広い産業において厳しい実態がある中で、「事業の継続」と「雇用の維持」ということを窺う中で、今回決まりました28円というのは、使用者側が反対をされましたように、大変驚いており、納得がいかなないところがあるところでございます。

しかし、その中で政府においては、中小企業の支援策、または助成策等の拡充をする中で、この最低賃金の引き上げによって企業に大きな影響がないように、そして、雇用の減少につながらないように、しっかりとサポートをしていただけたらというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

### 【伊東会長】

ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

意見なし

### 【伊東会長】

ただ今、審議した報告書を踏まえまして、議題(2)「奈良県最低賃金の改正決定について(答申)」の審議に入ります。

6月24日に奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あてに「奈良県最低賃金の改正決定について(諮問)」をもちまして諮問があり、その後、先ほど事務局から説明がありましたとおり、奈良県最低賃金専門部会にて金額審議を行ってまいりました。

そこで、先ほど「奈良県最低賃金専門部会の審議結果の報告」、労使双方の委員からのご意見、各団体からの意見表明等の内容を踏まえ、当審議会としましては、奈良県最低賃金に関し、十分

な審議を尽くしたと判断いたしましたので、奈良労働局長あて答申を行いたいと思います。

答申の内容につきましては、「奈良地方最低賃金審議会では、奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申する」ということによろしいかどうか、挙手により採決を取りたいと思います。

採決をとる前に、事務局にて定足数の確認をお願いいたします。

#### 【上林補佐】

はい。定足数の確認でございますが、委員全員がご出席されていますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしており、午後3時12分現在、審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

#### 【伊東会長】

ありがとうございました。

現在、定足数が満たされており、奈良地方最低賃金審議会が有効に成立していることを確認いたしました。

採決では、最低賃金審議会令第5条第3項に基づき、会長である私を除いた「出席委員の過半数」をもって決することとなります。もし、「賛成」「反対」が同数の場合は、「会長の決するところによる」と規定されておりますので、会長である、私が決めることとなります。

それでは、私を除いたすべての委員の皆さま、「賛成」か「反対」のいずれかに挙手をお願いいたします。

事務局にて、「賛成」数、「反対」数を確認してください。

まず、奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。

次に、奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申することに反対の方、挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、事務局から「賛成」「反対」の人数を報告してください。

#### 【藤本賃金室長】

はい、採決の結果をご報告します。

賛成            9人

反対            5人

でございます。

以上でございます。

#### 【伊東会長】

ありがとうございました。

ただ今の採決の結果、「賛成9人」、「反対5人」により、賛成が過半数を超えたことをご確認

いたしました。

以上の結果を持ちまして、奈良県最低賃金専門部会の報告書の内容を奈良労働局長あて答申することといたします。

それでは、事務局にて答申文(案)を準備してもらっていますので、委員の皆さまに配布してください。

答申文(案)の内容を確認しますので、事務局から読み上げてください。

**【藤本賃金室長】**

はい。それでは答申文(案)を読み上げたいと思います。

(案)

令和3年8月5日

奈良労働局長

鈴木 伸宏 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一

奈良県最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和3年6月24日付け奈労発基0624第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和元年10月5日発効の奈良県最低賃金(時間額837円)は、令和元年度の奈良県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域  
奈良県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 866円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別紙2

奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 奈良県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 837円
- (3) 発効日 令和元年10月5日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和元年

(3) 生活保護水準（令和元年）

生活扶助規準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の奈良県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (97,038円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

(註)奈良県最低賃金の1か月換算額

837 円（奈良県最低金額）×173.8（1 か月平均法定労働時間数）  
×0.817（可処分所得の総所得に対する比率※）≒118,849 円

※ 時間額 790 円（令和元年度地域別最低賃金額の最低額）で、月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

以上でございます。

**【伊東会長】**

ありがとうございました。

ただ今の答申文(案)の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

意見なし

**【伊東会長】**

ご意見、ご質問がないようですので、ただ今、読み上げていただいた内容をもって答申文いたしますので、(案)の文字を消してください。

それでは答申文が確定しましたので、これをもちまして、奈良労働局長に答申したいと思えます。

それでは、事務局にて答申文の準備をお願いいたします。

準備ができる間、皆さまは休憩時間としますので、しばらくお待ちください。

**【藤本賃金室長】**

それでは、答申文を準備いたしますので、しばらくの間、お待ちください。

**【伊東会長】**

それでは、再開いたしますので、事務局にて定足数を確認してください。

**【上林補佐】**

はい。それでは定足数でございますが、本日は委員全員がご出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしており、午後3時28分現在、審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

**【伊東会長】**

ありがとうございます。

現在、定足数が満たされており、奈良地方最低賃金審議会が有効に成立していることを確認いたしました。

それでは、議事を進行いたします。

**【藤本賃金室長】**

大変お待たせをいたしました。答申文の準備ができましたので、これから答申文の受け渡しを行いたいと思います。

伊東会長、鈴木労働局長は事務局の後ろに設置しておりますボードの前まで移動願います。それでは、伊東会長、「答申文」をお渡しください。

**【伊東会長】**

よろしく願いいたします。

**【鈴木労働局長】**

受理させていただきます。

**【藤本賃金室長】**

伊東会長、鈴木局長は席にお戻りください。

**【伊東会長】**

事務局は、答申文の写しを傍聴人、委員の皆さまに配布してください。

**【鈴木労働局長】**

答申文が皆さまのお手元に行き渡ったようでございますので、私、奈良労働局の鈴木より最低賃金審議会の伊東会長をはじめ、委員の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

ただ今、伊東会長から、「奈良県最低賃金の改正決定」につきましてご答申をいただきました。

伊東会長はじめ、委員の皆様方、特に専門部会の委員の皆様方には、大変お忙しい中、長時間にわたり地域の実態を踏まえつつ、様々な観点から、慎重かつ熱心なご審議を賜りました。

本日はご答申をいただきましたが、皆様方のそれぞれの立場における、これまでのご努力に対しまして深く感謝を申し上げたいところでございます。

奈良労働局といたしましては、今後、必要な手続きを進め、改正されます奈良県最低賃金を、奈良県内の事業所及び労働者の皆さまに対してしっかりと周知を図っていくとともに、業務改善助成金の活用など、中小・零細企業の事業者の皆さまに対する支援対策についても、政府として最大限の注力をもって利用促進を図ってまいり所存でございます。

局内にもプロジェクトを作って、しっかりと周知するための体制を今整えているところでございます。実際の活用促進につきましては、皆様方にもまたご協力の程をお願いすることもあろうかと思っておりますけれども、その際はぜひよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**【伊東会長】**

それでは、これもちまして奈良県最低賃金の改正決定の答申を終わります。

続きまして、議題(3)「運営小委員会の審議結果について」の審議に入ります。

これにつきましては、7月19日開催の第493回本審におきまして、3つの特定最低賃金の改正の必要性の有無について、奈良労働局長から「諮問」をお受けしたところでございます。

その「改正の必要性の有無」の検討につきましては、運営小委員会に付託したところ、運営小委員会で結論が出ましたので、審議結果につきまして、委員長である私からご報告いたします。

では、事務局から報告文を全員に配布してください。

3つの特定最低賃金の改正の必要性につきまして、運営小委員会において審議した結果、お手元にある報告文記載のとおり「改正の必要性あり」の結論となりますので、ご報告を申し上げます。

なお、報告文の内容を確認したいと思いますので、事務局から報告文を読み上げてください。

### 【藤本賃金室長】

はい。ただ今、お配りを致しました報告書「特定最低賃金の改正の必要性の有無について」を読み上げます。

令和3年8月5日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 伊東 眞一

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業  
最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和3年7月19日、奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

### 記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 明	深水 麻里
労働者代表委員	北尾 亮	松田 拓実	山本 勝
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

敬称略で失礼いたします。

なお、「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」と「奈良県自動車小売業最低賃金」につきましては、同じく「改正決定することを必要と認める」ということでございますので、報告文の配布をもちまして、ご報告にかえさせていただきます。

以上でございます。

#### 【伊東会長】

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の報告書」を読み上げていただきましたので、これをもちまして、運営小委員会の審議結果の報告とさせていただきます。

次に、審議経過について、事務局から簡潔に説明してください。

#### 【藤本賃金室長】

それでは、運営小委員会における審議経過につきまして、簡潔にご説明させていただきます。

3つの特定最低賃金につきまして、労働者側委員からは「その必要性がある理由」が述べられまして、その後に、使用者側委員から「その必要性が無い理由」が述べられましたが、最終的に公益委員からの説得に使用者側委員が応じることとなりまして、全会一致で、3つの特定最低賃金すべてにつきまして、「改正決定の必要性あり」という結論に至りました。

ただし、3つの特定最低賃金の第1回目の専門部会では、金額審議を行わず、3つの特定最低賃金の対象産業である業界について、労使双方がそれぞれ状況の説明を行い、意見交換することになっておりますので、ご注意ください。

運営小委員会の審議結果及び審議経過は以上でございます。

#### 【伊東会長】

はい。ただ今の運営小委員会からの報告書に関し、何かご意見、ご質問はございますか。

意見なし

#### 【伊東会長】

特に意見は無いということですので、これをもちまして「運営小委員会の審議結果について」を終わります。

それでは、これらの報告書を踏まえまして、議題(4)「奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について(答申)」の審議に入ります。

報告内容は、運営小委員会として慎重に審議していただき、全会一致に至った結果でございますので、本審議会といたしましても、「3つの特定最低賃金ともに『改正決定の必要性有り』との結論に達した」ということで、奈良労働局長あて答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

これにつきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

意見なし

**【伊東会長】**

ご意見、ご質問がないようですので、当審議会といたしまして、3つの産業の奈良県特定最低賃金を一括して「改正決定の必要性有り」ということで、奈良労働局長あて答申をいたします。

それでは、事務局にて答申文(案)を準備してもらっていますので、委員の皆さんに配付してください。

答申文(案)の内容を確認しますので、事務局から読み上げてください。

**【藤本賃金室長】**

はい。答申文(案)を読み上げたいと思います。

(案)

令和3年8月5日

奈良労働局長  
鈴木 伸宏 殿

奈良地方最低賃金審議会  
会長 伊東 眞一

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

令和3年7月19日付け奈労発基0719第1号をもって諮問のあった下記に係る最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
(令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号)

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、  
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金  
(令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号)

奈良県自動車小売業最低賃金

(令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号)

以上でございます。

**【伊東会長】**

はい。ただ今の答申文(案)の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

意見なし

**【伊東会長】**

ご意見、ご質問がないようですので、ただ今読み上げていただきました内容をもって「答申文」といたしますので、案の文字を消してください。

それでは答申文が確定しましたので、これをもちまして奈良労働局長に答申したいと思えます。

それでは、事務局にて答申文の準備をお願いいたします。準備ができるまでの間、皆さんは休憩時間といたしますので、しばらくお待ちください。

**【藤本賃金室長】**

それでは、答申文を準備いたしますので、しばらくお待ちください。

**【伊東会長】**

それでは、再開しますので、事務局にて定足数を確認してください。

**【上林賃金室長補佐】**

はい、定足数を確認させていただきます。

委員全員がご出席されていますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしており、午後3時45分現在、審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

**【伊東会長】**

はい、ありがとうございました。現在、定足数が満たされており、奈良地方最低賃金審議会が有効に成立していることを確認いたしました。

それでは、議事を進行いたします。

**【藤本賃金室長】**

お待たせいたしました。答申文の準備ができましたので、これから答申文を受け渡ししたいと思います。

伊東会長から鈴木局長あて「特定最低賃金の必要性有無の答申文」をお渡し願いますので、それぞれ、所定のボードの位置まで移動をお願いします。

それでは、伊東会長、「答申文」をお渡し願います。

**【伊東会長】**

よろしく申し上げます。

**【鈴木労働局長】**

ありがとうございました。

**【藤本賃金室長】**

それでは、伊東会長、鈴木局長は、席にお戻りください。

**【伊東会長】**

それでは、事務局は「答申文」の写しを委員の皆さん、傍聴人の皆さんに配付してください。

**【鈴木労働局長】**

ただ今、伊東会長から 3 つの産業の奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性につきまして、「必要性有り」とのご答申をいただきました。

運営小委員会の委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中であって審議を賜り、誠にありがとうございました。

特に公益委員、労働者側委員、使用者側委員の三者の委員の皆様方の全会一致により、本日も答申いただけましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げてお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**【伊東会長】**

それでは、これをもちまして、「奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について」の答申を終わります。

続きまして、議題(5)「奈良県特定最低賃金の改正決定について(諮問)」の審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

**【藤本賃金室長】**

はい。先ほど奈良県特定最低賃金について、「改正の必要性あり」とのご答申をお受けしましたので、次に、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の伊東会長様あて、奈良県特定最低賃金の改正決定について、諮問したいと思います。

これより、事務局におきまして改正決定の諮問文を作成いたしますので、度々、申し訳ございませんが、10分程度お時間をいただけますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

**【伊東会長】**

それでは、事務局にて改正決定の諮問文を作成されるそうですので、10分程度休憩ということにいたしまして、16時から再開することいたします。よろしく願い申し上げます。

**【伊東会長】**

それでは、時間が少し早いですけれども、審議を再開したいと思います。  
まず、事務局にて定足数の確認をお願いします。

**【上林賃金室長補佐】**

はい。定足数を確認させていただきます。委員全員がご出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしており、午後3時58分現在、審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、伊東会長、議事の進行をよろしく申し上げます。

**【伊東会長】**

はい。現在、定足数が満たされており、奈良地方最低賃金審議会が有効に成立していることを確認いたしました。

それでは、途中になっておりました、議題(5)「奈良県特定最低賃金の改正決定について(諮問)」の審議を再開いたします。

事務局から説明を続けてください。

**【藤本賃金室長】**

はい。お待たせをいたしまして、失礼いたしました。

それでは、奈良県特定最低賃金の改正決定の諮問を行いたいと思います。

つきましては、労働局長の鈴木から伊東会長あて「諮問文」をお渡しいたしますので、大変申し訳ございませんが、再度、所定のボードの位置まで移動をお願いいたします。

**【鈴木労働局長】**

どうぞよろしくお願いいたします。

**【伊東会長】**

お受けさせていただきます。

**【藤本賃金室長】**

はい。それでは、伊東会長、鈴木労働局長、席にお戻りください。

**【伊東会長】**

それでは、ただ今の諮問文をもちまして、奈良労働局長から、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する諮問をお受けすることにいたします。

**【藤本賃金室長】**

それでは、諮問文「奈良県特定最低賃金の改正について(諮問)」写しを委員の皆様にお配りし

ますので、しばらくお待ちください。

はい、そうしましたら内容を確認していただくために、私から諮問文を読み上げたいと思います。

奈労発基 0805 第 4 号

令和 3 年 8 月 5 日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長

鈴木 伸宏

#### 奈良県特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議を求めます。

#### 記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
(令和元年奈良労働局最低賃金公示第 2 号)

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、  
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金  
(令和元年奈良労働局最低賃金公示第 3 号)

奈良県自動車小売業最低賃金  
(令和元年奈良労働局最低賃金公示第 4 号)

以上でございます。

#### 【伊東会長】

はい、ありがとうございました。

それでは、次に諮問の趣旨につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【鈴木労働局長】

はい。私から諮問の趣旨ということでもないかもしれませんが、お願いをさせていただきたいと思います。

ただ今、伊東会長に対しまして、3つの産業の奈良県特定最低賃金について、改正決定の諮問をさせていただきました。

ご承知とは思いますが、特定最低賃金は地域別最低賃金とは違っていて、関係労使のイニシアティブにより、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金が必要であるとされるものにつきまして、設定されているものでございます。

この度、「改正の必要があり」とご答申をいただきましたので、諮問させていただいた次第でございます。

なかなか社会情勢もございます。それから経済情勢もございます。様々な状況もあるわけでございますけれども、委員の皆様方にはこの特定最低賃金の設定の趣旨について十分ご勘案いただきまして、活発なご審議をいただきますよう、お願い申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

### 【伊東会長】

ありがとうございました。ただ今、奈良労働局長から3つの特定最低賃金の改正決定について、諮問の趣旨の説明をお聞きいたしました。何かご意見、ご質問はございますか。

意見なし

### 【伊東会長】

ご意見、ご質問がないようですので、諮問されました、3つの奈良県特定最低賃金の改正決定について、それぞれの特定最低賃金ごとに専門部会を設置し、審議を進めることにいたします。

それでは、今後の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

### 【藤本賃金室長】

それでは、今後の手続きにつきまして、ご説明させていただきます。

特定最低賃金専門部会の委員の任命につきましては、本日8月5日から8月19日までの期間、推薦に関する公示を行います。

また、関係労使からの意見聴取につきましても、推薦と同じく、本日8月5日から8月19日までの期間、公示を行います。

関係労使の皆様方におかれましては、ご推薦をよろしくお願い申し上げます。

ご推薦いただきました後に、専門部会の委員を選任させていただきます。それぞれ日程等の調整を行いました上で、各専門部会を開催いたします。

なお、現在の予定といたしましては、例年どおり9月下旬から10月中旬頃にかけてご審議いただき、改正決定のご答申をいただきましたら、年内発効という予定を考えておりますので、どうかご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

### 【伊東会長】

はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

意見なし

**【伊東会長】**

ご意見、ご質問がないようですので、次の議題に入ります。

それでは、次に議題(6)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

**【藤本賃金室長】**

はい。本日、奈良県最低賃金につきまして、ご答申をいただきましたので、奈良県最低賃金の発効までの流れにつきまして、改めましてご説明させていただきます。

最低賃金法第 11 条第 2 項におきまして、最低賃金審議会の意見、つまり、答申のことですが、この答申に対しまして、異議を申し出ることを認めております。

そこで、ご答申をいただきました本審議会の終了後に、8 月 20 日(金)までを期間とする、異議申出の公示を行います。

もし、異議の申し出がありました場合につきましては、再度、審議会に意見を求めなければなりませんので、その場合は、8 月 23 日(月曜日)午前 10 時 00 分から審議会を開催する予定にしております。

この 8 月 23 日開催の審議会におきまして、奈良労働局長から審議会に対し、異議申出に関する意見をお聴きすべく、「諮問」を行うこととなります。

手続きがすべてスムーズに進んだ場合、最短日のケースを申し上げますが、もし 8 月 23 日の当日の審議会におきまして「即日答申」をいただくことになりましたら、官報の公示手続きを行いまして、9 月 1 日に官報公示をされますと、公示より 30 日経過後の 10 月 1 日(金)から改正奈良県最低賃金が発効となります。

以上でございます。

**【伊東会長】**

はい、ありがとうございます。異議申し出がございましたら、次回の審議会は、8 月 23 日(月)午前 10 時 00 分から、ここ別館会議室で開催することといたします。

異議申し出があった場合には、事務局から開催の案内があると思いますので、委員の皆様はご出席の配慮をよろしくお願い申し上げます。

それでは、8 月 23 日に開催する場合の審議会の「公開」「非公開」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

**【藤本賃金室長】**

それでは、ご説明いたします。

審議会の運営規程第 6 条では、「審議会は原則として公開とする。ただし、『個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合や、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合』は、非公開とすることができる。」と決まっております。

ご参考までに申し上げますと、例年、異議申出に係る審議会は「非公開」でございます。

以上でございます。

**【伊東会長】**

はい。例年「非公開」としている理由は、異議申し立てに対する審議という性格上、特に、委員としての率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるということ  
を考慮しているためです。

そのような点を踏まえて、審議会の「公開」「非公開」について、委員の皆さんのご意見をお  
伺いしたいと思います。

「公開とするべき」という意見、「非公開とするべき」という意見がございましたら、お願い  
いたします。

意見なし

**【伊東会長】**

ご意見、ご質問がないようですので、本年も例年同様「非公開」にしたいと思いますが、いか  
がでしょうか。

意見なし

ありがとうございます。

そうしましたら、異議の申し出を踏まえて開催する審議会は「非公開」といたします。

ほかに事務局から説明しておくべきことはありますか。

**【藤本貸金室長】**

特にございません。

**【伊東会長】**

はい。それでは、これもちまして本日の審議会は終了いたします。

猛暑の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。